

小売店向け商慣習見直し取組促進事業を実施します！

～こんなことが起きていませんか？～

- ・賞味期限間近商品の売りさばきに苦労している。
- ・期限間近になると一角に商品をまとめるも結局売れ残ってしまう。
- ・商品を売り切るため割引しているけど、お客様から見てもらえてない。



商慣習見直し宣言事業者が取り組む期限間近商品を販売するコーナーの周知やイメージアップに要する経費を支援します！



(小売店における商品売り切りへの取組み例)



見切り品コーナー
周知用ポスター

売りきり促進のための
ディスプレイ



【制度概要】

○補助内容

- ・小売店における見切り品コーナーのイメージアップやディスプレイ等に要する経費の一部を補助
- ・補助率等：補助対象経費の2分の1または15万円（上限額）のいずれか低い金額

※本事業の活用にあたっては、商慣習見直し宣言事業者であることや県のシンボルキャラクター「すっきりんごちゃん」を活用すること、を要件とします。

○目的

- ・商慣習の見直しに取り組む事業者を拡大し、商慣習見直し宣言事業者による商品の売り切りなど食品ロス等削減に係る取組みの加速化を図る。
- ・該当コーナーを利用することが『環境保全につながる賢い選択』という機運の醸成を図る。
- ・宣言事業者の食品ロス削減の取組みをPRするとともに、具体的な取組みを支援することで宣言事業者の拡大を図り、商慣習見直しを一層進める。

「アムステルダム」の魅力を伝えるためのポスターデザイン



「アムステルダム」の魅力は、その歴史と文化にあります。ここでは、その魅力を伝えるためのポスターデザインを提案します。

ポスターのデザインは、視覚的に訴えかけることが重要です。アムステルダムの美しい風景や、その歴史を伝えるためのグラフィック要素を取り入れることで、観客の興味を引くことができます。

また、ポスターのレイアウトも重要です。見出しや本文の配置、色使いなどを工夫することで、ポスターの魅力を最大限に引き出すことができます。



ポスターデザインのポイント

ポスターデザインには、以下のポイントがあります。

- 1. 視覚的に訴えかけるデザイン
- 2. 見出しや本文の配置
- 3. 色使いの工夫

これらのポイントを踏まえ、ポスターの魅力を最大限に引き出すことが重要です。

アムステルダム

小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、食品流通段階の商慣習を見直して食品ロス削減に取り組む商慣習見直し宣言事業者の活動を推進するため、小売店における商慣習見直し取組促進事業実施要領に定める要件を満たし採択された事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助率、補助金の限度額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類の様式は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	様式第2号	1部	別に定める
収支予算書	様式第3号		

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の内容又は本事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、この限りではない。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書（様式第4号）に添付すべき書類の様式は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実施報告書	様式第5号	1部	事業完了の日から30日以内又は、当該年度の末日のいずれか早い日
収支決算書	様式第6号		

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第9条 取得財産等のうち、取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費

補助対象経費	内容	補助率等
備品購入費	事業実施に要する器具・備品（期限の近い商品などの陳列棚、ディスプレイなど）の購入に要する経費	1 補助率 2分の1以内
消耗品費	各種資材（いわゆる見切り品の購入を促進する資材、印刷用紙など）の購入に要する経費	2 補助金の限度額 金150千円
印刷製本費	各種資材（来店者に食品ロスの削減を啓発するための掲示用ポスターなど）の製作に要する経費	
賃借料	事業実施に要する器具・備品（期限の近い商品などの陳列棚、ディスプレイなど）の賃借料など	※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	

※ 領収書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出が確認できるものに限る。

2 補助対象外となる経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 交付決定前の申請等に要した経費
- (2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (3) 経常的な経費（店舗運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料、人件費等）
- (4) 広告宣言費（新聞折込みちらし、テレビコマーシャル、ウェブ広告等。ただし、来店者への啓発資材作製費を除く。）
- (5) 公租公課（消費税及び地方消費税）
- (6) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(様式第1号)

年 月 日

富山県知事 殿

住所
団体名
代表者職・氏名 印

令和 年度小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり小売店における商慣習見直し取組促進事業を実施したいので、小売店における商慣習見直し取組促進事業補助金 金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他関係書類(事業の実施内容が具体的にわかる資料など)

事業計画書

【企業・団体名

】

事業名	
事業目的	
事業実施期間	
事業場所	
事業内容	

※参考となる資料があれば、併せて添付すること

収支予算書

【収入】

(単位：円)

区分	予算額	内訳
県補助金		
自己資金		
その他		
合計		

【支出】

(単位：円)

区分	予算額	内訳
合計		

年 月 日

富山県知事 殿

住所
団体名
代表者職・氏名 印

令和 年度小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農食第 号で令和 年度小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金の交付の決定の通知があったことについて、富山県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類（活動実績を明らかにする資料など）

実施報告書

【企業・団体名

】

事業名	
事業の実施内容	※事業の具体的な内容が分かるよう、詳細に記載してください。
事業の実施による効果	
今後の展開	

収支決算書

【収入】

（単位：円）

区分	決算額	予算額	内訳
県補助金			
自己資金			
その他			
合計			

【支出】

（単位：円）

区分	決算額	予算額	内訳
合計			

平成 年 月 日

富山県知事 殿

(申請者)	
所在地 〒	
事業者名	
代表者職・氏名	印

令和 年度小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け富山県指令第 号で令和 年度小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金の交付の通知があったこのことについて、小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記の通り報告します。

記

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 1. 補助金額（確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額 | 円 … A |
| 3. 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 … B |
| 4. 補助金返還相当額（B - A） | 円 |

（注）積算の内訳を別紙として添付すること。

取得財産等管理台帳

補助事業名：小売店における商慣習見直し取組促進事業費

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考
				円	円			

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が交付要綱第9条に定める処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載してもよい。ただし、単価が異なる場合は、区分して記載すること。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記載のこと。

小売店における商慣習見直し取組促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条及び小売店における商慣習見直し取組促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、小売店における商慣習見直し取組促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 応募事業の要件等

1 対象となる事業

商慣習見直し宣言事業者のうち小売業者が取り組む食品ロス・食品廃棄物削減につながる商品の売り切りに係る取組みとする。ただし、売り切りに係る取組みを実施する場合に限り、以下の取組みも含めるものとする。

- (1) 県が実施する食品ロス・食品廃棄物削減運動PR活動への協力
- (2) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する情報の提供
- (3) その他食品ロス・食品廃棄物の削減を推進する活動

2 応募事業の要件

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 別に国、県及び他の地方公共団体等から補助または委託を受けない事業であること
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とした事業でないこと
- (3) すでに実施している事業でないこと（既存の事業に新規性を加えた企画・事業内容である場合を除く）
- (4) その内容に商慣習見直し宣言事業者であることや県の事業である旨のPRを含むこと

3 応募者の資格

次の要件をすべて満たす企業または個人事業主（以下「企業等」という。）であること

- (1) 食品ロス・食品廃棄物の削減の趣旨に賛同するものであること
- (2) 自ら企画した事業を実施可能な企業等であること
- (3) 実施事業の内容、企業等の名称の公表に意義がないこと
- (4) 申請日までに富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議事務局に対して「商慣習見直し宣言事業者」の登録を申請し、その認定を受けていること。

第3 応募方法等

1 提出書類

応募に際し、団体等が提出する書類は、次のとおりとする。

項目	様式	部数	提出期限
事業計画書 収支予算書	交付要綱に定める様式第2号 交付要綱に定める様式第3号	1部	事業を実施する年度の うち別に定める日とする。

2 提出先及び提出方法

富山県農林水産部農産食品課へ郵送または持参により提出すること。

第4 応募事業の採択等

1 審査基準

以下に掲げる項目の視点から、予算の範囲内において採択を決定する。

項目	内容
目標・効果	・商品の売り切りの促進とともに、食品ロス等削減の効果が期待できること
創造性	・新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること ・商品の販売に対するイメージアップが図られること
実現性	・事業目的が明確であり的確に課題を捉えていること ・実現可能な方法、計画、予算で企画されていること ・事業計画に具体性があること
協働性	・消費者に対する働きかけや啓発が見込めること

2 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募のあった団体等に通知するとともに、採択された事業の概要について、県のホームページ等で公表するものとする。

第5 補助金の交付申請

事業の採択を受けた団体等は、第4第2項の通知で指示のあった日までに、交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。

第6 事業の確認及び指導

知事は、必要に応じて、応募事業の実施状況の確認及び指導を求めるとし、団体等は、指導があった場合は、それに従わなければならない。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

